

答弁書第五二号

内閣参質一九三第五二号

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府専用機による輸送については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の四又は第百条の五の規定に基づき実施しており、御指摘の「民間人」については、平成二十五年一月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件では、救出された邦人等を輸送した。当該輸送は、日本国民の生命又は身体の保護に必要なものであったと認識している。

二について

お尋ねの期間において、政府専用機は六十五回運航している。これらの運航における搭乗者の所属機関及び人数については、膨大な作業を要することから、網羅的にお答えすることは困難であるが、内閣官房、外務省等の政府職員や報道各社の同行記者等を政府専用機の約百五十席の座席の範囲内で搭乗させている。

